

## 私たちは電力を選ぶ権利がある

2011年06月12日 15:48

- 時事
- 有機農業・オーガニック

6月10日「とことんオーガニックシンポジウム 2011」は参加者 458 名を得て、第一部から第三部までのシンポジウムそれぞれ活発な議論が交わされ、今後のオーガニックの広がり、可能性についてたくさんのヒントをいただくことができたこのシンポジウムの内容については、いずれ記録やビデオを編集し、順次詳しく報告をさせていただきます。



シンポジウムが終わって、鮮明に頭に浮かんだキーワードがある。

そもそも今回のシンポジウムは本来は3月15日に行われるものであった。しかし3月11日東日本大震災が起こり、さらに福島原発の事故によって日本中が放射能汚染の実態を目の当たりにするなか、シンポジウムが6月10日に延期された事情はこのブログにも書いてきたとおりだ。

以来、ぼくの頭の中は放射能による無差別汚染と有機農業の関係をどう整理するかということだ。

乱暴に言えば、「放射能汚染のまえに、無農薬も農薬もないだろう！！」と言われれば、どう答えるかだ？

確かに有機農産物であれ、無農薬野菜であれ、放射能に汚染されれば安全性なんて言ってらんないと言われればそれはそうなのだ！！

それでも、いや、だからこそ有機農業、オーガニックだと、ぼくは言い切れるか？

実は今回のシンポジウムの土台にあるテーマはそれなのだ、ということなのである。

で、ぼくはたくさんのパネラーの話聞きながら、前から何となく思い描いていたキーワードが、ひとつ明確になったのだ。

特に生産者との産直事業に取り組んできたらでいっしゅぼーや代表の緒方大助さん、生活協同組合連合会パルシステムの産直部長高橋宏通さん、料理という観点から日本の食に危機感を持つ ABC キッキングの志村なるみさん、それに生産者の澤浦彰二さんなどの話を聞きながら、次のキーワードが鮮明になった。



## 「私たちは電力を選ぶ権利がある」 ということだ！！



つまり電力こそ産直事業の基本に来なくてはいけないということだ。今必要なのは、消費者が発電方法を選び、自分たちの納得できる電力を納得できる価格で共同購入あるいは宅配できる具体的システムをどう作るかということだ。

「選ぶ権利」、「知る権利」、「情報を与えられる権利」は国際的にも、日本の消費者基本法第2条（基本理念）においても、ちゃんと認められた消費者の基本的権利だ！

有機農業を育ててきたのは、消費者と生産者が直接お付き合いをする「提携」という仕組み、「産消提携」という契約栽培による産直のシステムだ。そして無農薬栽培や有機農業に取り組む生産者の経済的自立へとつながってきた。

有機農業運動は、結果としての有機農産物だけを対象にしてきたわけではない。そうではなくて生産者の考え方、栽培方法、持続性のある農業、土づくり、そして自然、いのち、暮らしを優先する価値観、人と人の関係、社会の在り方、そのトータルな取り組みこそ有機、オーガニックが示しているものだ。

そもそも有機農業と原子力発電は相容れない価値観の上にある。

今、私たちは電力を選ぶことができない。否、選ぶ権利がないのだ。

よく言われるように発電も送電も配電も地域別に10電力会社の独占状態にある。つまり有機農業を選択してきたように、電力、その発電方法(生産方法)を私たちは選ぶことができない。

だから、本当のことを知ることも出来ないし、正確な情報が与えられなくともどうしようもないというのが現状だ。

有機農業は結果としての有機農産物ではなく、それを生産し、消費するプロセスそのものに価値を生み出す根本がある。電力だって同じだ。

少し話題になりつつある「発送電分離」「再生可能エネルギーの買い取り義務化」は「電力を選ぶ権利」「電力の共同購入」を実現する最低限の条件だ！

もうひとつ大きなテーマが出てきたものだ！

ぼくは、このキーワードを実現するための取り組みを始めようと思う！

消費者こそ、その主役となる取り組みだ！